

意見交換勉強会

弁護士が見た国連女性差別撤廃委員会の現場 ～北海道大学文学部卒業生の視点～

講師：渡邊 瞳子（愛媛弁護士会・法律事務所海所属）
成 眞海（愛媛弁護士会・法律事務所海所属）

今年2月ジュネーブで開催された第63回国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）に、北海道大学文学部卒業後に弁護士になった渡邊瞳子さんは日本弁護士連合会（日弁連）が組織したNGO訪問団の一員として参加しました。この委員会では日本人が初めて委員長を務め、8カ国が審査の対象になりました。その一つは日本。日本に対しては、女性差別撤廃条約とこれまでの勧告が実施されていないことに懸念が表明され、審査対象は、女性に関する政治・経済・立法、労働や家庭内の問題の他、刑事事件、



人身売買、震災における女性の権利保障、高齢女性、障がいのある女性、アイヌの女性、外国人女性、農村女性が抱える問題等々多岐にわたり、締約国日本の責任が問われました。

渡邊さんは文学部在学時から女性や差別の問題に関心を持ち、DVを扱う札幌のNPOに参加、その後早稲田大学大学院法科大学院へ進学し、弁護士資格を取得しました。現在は、CEDAWを傍聴した成眞海さんとともに、愛媛県で弁護士としてジェンダーによる差別問題などを担当しています。

国連女性差別撤廃委員会とは何をしている機関なのか、また今回の審査で何が行われたか、現場を目撃した弁護士二人になるべく分かりやすく説明していただきます。



日時 **2016年6月5日(日)13:30-15:00** (大学祭期間中)

場所 北海道大学人文・社会科学総合教育研究棟3階 W309 室 (総合博物館前)

問合先 電話：011-706-4088 Email: caep@let.hokudai.ac.jp URL: <http://ethics.let.hokudai.ac.jp>
主催 北海道大学大学院文学研究科応用倫理研究教育センター・協力 北海道大学附属図書館 (国連寄託図書館)